

中小企業支援の拡充と最低賃金の改善による 経済好循環の実現を求める要請

内閣総理大臣 殿
財務大臣・内閣府特命大臣 殿
経済産業大臣 殿
厚生労働大臣 殿

【要請趣旨】

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、アベノミクスの成果を受けるところか、異次元の金融緩和による原材料費の高騰、変わらぬ低単価、売り上げ低迷に悩み、消費税率の引き上げや社会保険料の負担に苦しんでいます。日本の労働者の7割は、こうした厳しい状況にある中小企業で働いています。

「賃上げでデフレ不況克服」を掲げる政府の方針を無理なく実現できるのは、巨大な内部留保をため込んだ大企業に限られます。多くの中小企業には、長期の不況とデフレで経営体力が落ちているところに、転嫁できない消費税増税の負担が追い打ちをかけ、事業の存続までもが危ぶまれる事態に直面しています。

地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して「経済好循環」を達するためにも、日本のものづくり産業やサービス産業の発展のためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしです。

一部の大企業は、下請中小企業や労働者に負担を強いて、莫大な内部留保を蓄積しています（資本金10億円以上の金融・保険を除く約5,000社で約300兆円：2014年度）。消費税増税は先延ばしにするのではなくきっぱりと中止し、体力ある大企業の応能負担で、震災復興や社会保障の財源を確保し、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化、最低賃金の引き上げを可能にする助成の拡充、再生可能エネルギーの開発等を通じた仕事起こし、公契約による地域内再投資の強化などを行い、中小企業憲章に基づき、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者への支援を拡充することを要請します。

【要請事項】

1. 消費税の増税を中止し、免税点の引き上げを行うこと。法人税の一律減税は止めて累進課税とし、大企業に応分の負担を求めること。外形標準課税制度は導入しないこと。
2. 中小企業への低利融資や貸付条件の変更など、円滑な資金提供を行うよう金融機関を指導すること。企業再生ファンドの活動ガイドラインを示し、強引な債権回収がなされないよう監視すること。
3. コスト増分の価格転嫁を阻害する行為に対する監督指導を強化すること。買い叩きなど下請けいじめの防止や不当廉売の防止など公正取引の確立に向け、独占禁止法と下請二法の抜本改正を行うこと。
4. 中小企業への官公需発注の増額と発注価格の適正化を行うこと。受託企業の適正な労務費と利益を保障する公契約法を制定し、公契約条例の普及を支援すること。
5. 中小企業対策費を大きく増額し、施策充実をはかること。新規事業開拓や研究開発、雇用・能力開発、労働条件改善などに関する中小企業への助成を拡充すること。
6. 最低賃金を引き上げ、地域間格差をなくすためにも、中小企業負担を軽減する直接支援を導入すること。中小企業とそこに働く労働者の社会保険料負担の減額制度を検討すること。
7. 大企業の一時的な事業所閉鎖や撤退を規制する制度を検討すること。

2016年 月 日

(団体・法人名及び住所)

(代表者名)